

## 船舶事故等調査報告書

平成22年9月30日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010神第112号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年5月21日 14時15分ごろ	
発生場所	兵庫県赤穂市赤穂港 赤穂港第2千鳥防波堤灯台から真方位147° 1,400m付近 (概位 北緯34°43.2′ 東経134°22.9′)	
事故等調査の経過	平成22年6月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	作業船 第8ハリマ丸、5.6トン	
船舶番号、船舶所有者等	260-17855兵庫、ハリマ SHIPPING サービス株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	舵板及びプロペラ曲損	
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、船首約0.3m、船尾約0.9mの喫水で、播磨灘を速力約15ノットで西進中、平成22年5月21日14時15分ごろ、赤穂港南南東方沖の浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 2、視程 約30m 海象：潮汐 上げ潮の中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、視界制限状態の赤穂港南南東方沖を西進中、船長が、マグネットコンパスを見ながら航行し、レーダーで船位の確認を適切に行わなかった可能性があると考えられる。 船長は、赤穂港南南東方沖周辺の航行経験が豊富であったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、視界制限状態の赤穂港南南東方沖を西進中、船長がレーダーで船位の確認を適切に行わなかったため、赤穂港南南東方沖の浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	